

日行連発第502号
令和3年7月26日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
総務部
部長 宮本 重則

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について

標記の件について、政府より別紙のとおり船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合における犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要があることの周知依頼がございました。各単位会におかれましては、所属会員への周知とともに会員指導等をお願いいたします。

なお、本会ホームページにおいても本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

以上

別紙：犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について（令和3年7月20日付総行行第246号、総務省自治行政局行政課長）

参考：・船舶観光上陸許可書様式

- ・官報（令和3年7月16日付、号外第165号）
- ・概要（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令）
- ・参照条文